

仕 様 書

1 業務名

「高等学校 DX 加速化推進事業」域内横断的な取組運営業務

2 実施目的

県立高等学校を対象に、高等学校におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の充実を図るため、域内横断的に「高等学校 DX 加速化推進事業」採択校（以下「採択校」という。）をはじめ、県立高等学校の在籍生徒を対象とした企業視察研修等を実施するほか、教員向けの研修会も実施することでデジタル技術を活用した学びの深化や発展を図るとともに、事業報告会を実施することで、成果の横展開を図り、デジタル人材の育成を推進する。

3 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

4 履行内容

（1）業務概要

デジタル人材の育成に向け、採択校をはじめ、県立高等学校の教員および生徒を対象に各校の取組に対する機運の醸成や更なる質の向上、高度化を目指し、以下の取組を行う。

- ①教員のデジタル人材育成に係る指導力向上の機会を設け、各校の取組推進や課題の解決を図る。
- ②採択校及び他の県立高等学校の生徒のデジタル技術に関する興味関心を高める機会を設け、活動の質の向上や高度化に繋げる。
- ③生徒が先進的なデジタル技術を活用している環境を体験することで、探究心の促進や理系の進路選択等に繋げる。
- ④採択校における取組事例について成果報告会を実施し、成果の共有による普及を図り、次年度の県内における発展的な取り組みへと繋げる。
- ⑤各種募集における周知をおこない、希望者の興味関心を高め、積極的かつ主体的な参加を促す。

（2）具体的な業務内容

①教員対象の研修プログラムの運営・実施

- ・対 象 参加を希望する県立高等学校の教員
- ・回 数 年 3 回程度（オンラインでの実施）

※視聴できない教員に対しては後日期間を決めてアーカイブ配信を行う

- ・人 数 希望者数による
- ・内 容 以下の例を参考に内容を提案すること。なお、詳細の内容については県と受

託者で協議の上、決定すること。

例：「生成 AI」「情報モラル向上」「データサイエンス」「プログラミング」
「デジタルものづくり」「コンテンツ制作」など、デジタル人材育成に係る
指導力の向上を希望する教員に相応しい内容

- ・その他 教員の勤務時間帯を考慮し、平日夕方もしくは長期休み等を活用すること。

②生徒対象の講演の運営・実施

- ・対 象 採択校および他の県立高等学校で希望する学校の生徒
- ・回 数 10 校程度（希望する学校で実施）
※1 講演あたりの時間は 50 分程度（学校の要望による）
- ・人 数 希望者数による
- ・内 容 以下の例を参考に内容を提案すること。なお、詳細の内容や日程、実施方法
（学校訪問・オンライン）については実施校と受託者で協議の上、決定する
こと。

例：「生成 AI（リテラシー、活用方法等）」「データサイエンス」
「情報モラル向上」「プログラミング」「デジタルものづくり」
「コンテンツ制作」「キャリア観の醸成」など、デジタル人材育成に相応しい
内容

③デジタル人材育成に関わる企業視察研修の運営・実施

- ・対 象 採択校および他の県立高等学校で希望する生徒・引率教員
- ・回 数 年 1 回以上
- ・人 数 30 名程度
- ・時 期 県と受託者で協議の上、決定すること。
- ・視察先 高等学校の生徒向けに企業視察研修の受入を行っている事業者を想定
- ・内 容 以下の記載をふまえた内容を提案すること。なお、詳細の内容については県
と受託者で協議の上、決定すること。
「実施目的に沿った訪問先である研修旅行」
「参加生徒の活動における教育効果の分析・フィードバック」
- ・その他 日帰りまたは 1 泊 2 日で実施し、参加者が自己負担なし（現地の各自交通費、
食事等を除く）で参加できること。
保険加入など、安全対策を示すこと。
各回、添乗員を付けること。

④成果報告会の運営・実施

- ・対 象 採択校および他の県立高等学校の生徒・教員
- ・回 数 年 1 回
- ・人 数 100 名程度
- ・時 期 12 月頃
- ・内 容 以下の例を参考に内容を提案すること。なお、詳細の内容については県と受

託者で協議の上、決定すること。

例：「DX 採択校における各校の取組実践例（生徒または教員）」

「今後の DX ハイスクールの取組について（教員）」

「視察研修における報告会（生徒）」

「有識者による助言」など

⑤各種募集における案内チラシおよび案内文書の制作

- ・対 象 採択校および他の県立高等学校の生徒・教員
- ・回 数 ①～④の実施回数分
- ・成果物 作成後、和歌山県教育委員会指定の場所へデータにて納品

5 委託要件

委託会社（プログラム含む）は以下の要件を満たすこととする。

- （1）オリジナルのプログラムを有し、研修プログラムを指定回数実施できること。
- （2）過去3年間（公告日から起算）で、国・自治体におけるデジタル又はクリエイティブ関連人材育成に関する事業への業務実績があること。
- （3）採択校の現状や課題に応じて、伴走支援をしながら適切な手段を講じられること。
- （4）教員研修を行なう講師人材は以下の要件を備えること。
 - ①デジタル人材育成等に必要能力向上のための研修の運営、講師等の活動を2年以上行なっている者。学生は不可とする。
 - ②大学等の高等教育機関を運営する組織で学習指導に関する職務経験を2年以上有している者。
 - ③その他、①②と同等以上の能力、経験を有する者。
- （5）生徒対象の講演においては以下のいずれかの要件を備えること。
 - ①演習課題、素材提供、講演の運営までを一貫し行えること。
 - ②生徒の興味関心を引き出すような講演・プログラムであること。
 - ③学校の課題に応じた多様な講演の選択肢があること。
- （6）視察研修関連においては、以下の要件を揃えること。
 - ①生徒の興味関心に合わせた視察先のテーマアレンジが可能であること。
 - ②生徒の活動に対する教育的効果の分析・フィードバックがおこなわれること。

6 業務管理

（1）実施計画書・実施スケジュール等の作成

受託者は、具体的な実施内容を企画・検討し、4（2）に係る実施計画を作成し、提案すること。また、採択決定後は、県と協議のうえ業務計画書及び実施スケジュール等を確定し県の承認を得るものとする。受託者は、県の承認を得た計画に沿って事業を実施する。

（2）業務の運営管理

業務実施に必要な体制構築と要員配置を行なったうえ業務を遂行すること。また、業務遂行に必要な体制図を作成すること。なお、県との調整・確認の結果、修正が必要と判

断された場合は、適切に対応すること。

7 成果物（電子データ 1 部）

契約最終日までに、次の提出場所へ業務報告書を提出し、承諾を得るものとする。業務報告書には、研修の実施概要、参加者の情報、アンケート結果、写真等を記載すること。

提出場所：和歌山県教育庁教育総務局教育政策課

8 事業スケジュール

業務のスケジュールについては、以下を原則とし、企画内容等に応じて、受託者と県の協議によりスケジュールを調整する。

令和 7 年 7 月 18 日	委託業務公告開始（7 月 18 日）
	質問および回答（7 月 31 日）
	企画書〆切（8 月 20 日）
令和 7 年 8 月	審査および契約予定者の決定
令和 7 年 9 月	決定の通知・契約締結
令和 7 年 9 月～	教員対象研修・生徒対象講演の実施
	企業視察研修の実施
令和 7 年 12 月	成果報告会の実施

9 特記事項

- (1) 委託業務内容の詳細は、受託者からの提案内容に基づき県と受託者で協議の上、決定する。
- (2) 業務の遂行にあたり、受託者は、県と協議し適時連絡を取り、連携を図るとともに、意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的な業務の実施に努めること。
- (3) 受託者は、委託期間中、業務内容全般を把握している現場責任者 1 名以上を置き、委員会と連絡調整を行う。なお、業務打合せには、原則として現場責任者は出席すること。
- (4) 各会場費用、広報、消耗品費、交通費等、その他本事業実施に要する一切の費用は受託者の負担とする。
- (5) 県は、業務期間中、いつでもその進捗状況の報告を求めることができるものとする。
- (6) 受託者が本業務を実施するにあたり生じた諸事故や第三者に与えた損害等については、受託者が一切の責任を負うとともに、発生原因及び経過等を速やかに報告し、指示に従うものとする。
- (7) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を順守することとする。
- (8) 本業務の履行に際し、他者の著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、県に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理することとする。
- (9) 委託業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約期間の終了または解除後も同様とする。
- (10) 委託業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用するはならない。また、事業終了後、取得したデータ等は破棄すること。

- (11) 受託者が、本業務に関して個人情報を取り扱う事務を行う場合には、個人情報保護法等の関係法令を遵守し、本事業を進める上で知り得た情報を第三者に漏らしたり、他の目的に利用してはならないこと。また、事業終了後、取得した個人情報は破棄すること。
- (12) 成果物に関する著作権は、県に帰属するものとし、県が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。
- (13) 本業務を再委託してはならない。ただし、事前に再委託範囲および再委託先について県に文書で提出し、承認を得た場合はこの限りではない。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを解決するものとする。
- (14) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書にない事項または疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行い、業務を実施すること。
- (15) その他、委託業務内容の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上、定めることとする。
- (16) 教員や高校生の主体的な活動を促すよう配慮するとともに、各学校担当者との連携に努めること。
- (17) 全体を通して、内容・実施方法等の変更や改善のための相談、実施について、主体的・協力的に行うこと。